

令和7年 壱岐市議会定例会 12月会議 会議録(第6日)

議事日程(第6号)

令和7年12月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第49号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第50号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第51号	壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・否決
日程第4	議案第58号	壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐出会いの村)	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第6	議案第61号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市猿岩物産館)	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第7	議案第62号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市宮印通寺共同店舗)	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第8	議案第63号	公の施設の指定管理者の指定について(イルカパーク)	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第9	議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市国民宿舎壱岐島荘)	総務産業常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第52号	壱岐市税条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第53号	壱岐市立幼稚園条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第54号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第55号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第56号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第57号	壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第16	議案第59号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第66号	令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第67号	令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第68号	令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市民文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第65号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第21	認定第1号	令和6年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第22	議案第69号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	財政課課長、市民部部長 説明・質疑あり・ 委員会付託省略・討論なし 可決
日程第23	同意第8号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第24	同意第9号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第25	同意第10号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第26	同意第11号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第27	同意第12号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第28	同意第13号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第29	同意第14号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第30	同意第15号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第31	同意第16号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第32	同意第17号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第33	同意第18号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意

日程第34	同意第19号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第35	同意第20号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第36	同意第21号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第37	同意第22号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第38	同意第23号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第39	同意第24号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第40	同意第25号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第41	同意第26号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・ 同意
日程第42	発議第8号	外国人・外国資本による土地・不動産の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑あり・ 委員会付託省略・討論あり 可決
日程第43	発議第9号	「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑あり・ 委員会付託省略・討論あり 可決
日程第44	議員派遣の件		原案のとおり決定
日程第45	委員会の閉会中の継続調査の申し出の件		申し出のとおり決定

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第6号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1 番 菊池 弘太君	2 番 酒井 真吾君
3 番 松本 順子君	4 番 樋口伊久磨君
5 番 武原由里子君	6 番 山口 欽秀君
7 番 山内 豊君	8 番 山川 忠久君

9番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 草合 正吉君 議会事務局次長 松永 淳志君  
議会事務局書記 川村 亮君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	平田 英貴君
地域振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	吉田 博之君
保健環境部部長	村田 靖君	産業推進部部長	松嶋 要次君
建設部部長	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務部次長	小川 和伸君
総務課課長	渡野 浩司君	財政課課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君	代表監査委員	吉田 泰夫君

---

午前10時00分開議

○議長（土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに篠原市長より、追加議案20件を受理しております。

---

**日程第1. 議案第49号～日程第9. 議案第64号**

○議長（土谷 勇二君） 日程第1、議案第49号から、日程第9、議案第64号までの以上9件を一括議題とします。

本件につきましては、総務産業常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。植村圭司総務産業常任委員会委員長。

〔総務産業常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務産業常任委員長（植村 圭司君） 令和7年12月19日、壱岐市議会議長、土谷勇二様。

総務産業常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第49号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第50号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第51号壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第58号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第60号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出合いの村）、原案可決。

議案第61号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）、原案可決。

議案第62号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）、原案可決。

議案第63号公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）、原案可決。

議案第64号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）、原案可決。

委員会意見。議案第51号について、再発防止に向けた姿勢を一定評価し、可決とした。しかし、審査の過程では、公金横領という重大な事案に対し、実名を公表せず、先例に基づいた市長と副市長の減給処分では、問題の解決に至らない。公平公正に処分する懲戒基準を明確にすべきといった、厳しい意見があった。今後、早急に懲戒基準及び公表基準を改め、かつ万全の再発防止策を講じ、職員不祥事案件が絶対に発生しないよう検討すること。

議案第60号から第64号について、各指定管理者の指定については、指定管理者制度が始まり、時間の経過とともに、建物老朽化対策、サービス内容の見直しなどの必要性が出てきている。可決としたが、漫然と指定管理を許すものでもなく、次期指定の3年後を待つまでもなく、民間への移譲や確実な自走化に向けて検討を進めること。また、公平公正な公募の在り方についても検討すること。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから総務産業常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質

疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで総務産業常任委員会委員長の報告を終わります。

〔総務産業常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第49号及び50号の2件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号及び50号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第49号及び50号の2件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。植村圭司議員。

〔議員（9番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（9番 植村 圭司君） 議案第51号について、反対の立場で討論します。

行政責任を明らかにするための減給であり、その姿勢については理解いたします。しかし、従来からの前例や他自治体の事例を参考にした減給処分を早々に機械的に打ち出したことは、再発防止につながらないと考え、認めることができません。

今後の改善策に、組織体制の見直し、チェック体制の強化をやる打ち出されておりますが、そもそもそこに問題があったことが推測されます。つまり、倫理観が欠如した個人が公金を横領できる環境に身を置いており、市民に被害が及ぶまで放置された状態であったことが認められます。

被害を防げなかった職場環境、確認手順、組織体制などを網羅的に検証し、原因の究明と早急な改善策の実施が求められます。その改善策の中には、より厳正で適正な懲戒処分の明確化も含み、今後の犯罪抑止につなげるべきだと考えております。

まずは、これら全てを明らかにし、実施した後に責任の重さを見極めることが肝要で、現時点で、減給処分で幕引きをするようでは、再発防止につながらないと考えております。したがって、本議案には反対をいたします。

〔議員（9番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。赤木貴尚議員。

〔議員（11番 赤木 貴尚君） 登壇〕

○議員（11番 赤木 貴尚君） 議案第51号壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について、本議案に対する反対討論を行います。

市長と副市長の減給は、行政責任としての判断だと認識しますが、全く抑止力、再発防止となるものではないと考えます。このような減給措置は、表面的な対応として捉えられ、真の責任の所在を明確にするものではありません。減給を認めて終わらせてはいけません。

さらに、直属の上司2名に対しての訓告処分は甘過ぎるとしか思えません。この程度の処分では、職員に対して真剣さを伝えるには不十分であり、組織全体の規律を守るための強力なメッセージにはなりません。壱岐市民の大切な税金、公金の取扱いを誤った結果、これまでの信頼を失った事態を鑑みると、より厳格な処分が求められます。

また、公表基準の見直しや懲戒処分の再検討も併せて行い、ほかの自治体に比して処分の内容を厳格化するように求めます。このことにより、職員の周知が図られ、再発防止の抑止に努める姿勢が明確になるはずです。単なる減給だけでは、再発防止に向けた実効性のある施策とは言えません。以上の理由から、本案に反対します。

最後に、壱岐市が再び市民の信頼を得るためには、市職員全てが壱岐市民の大切な税金を扱う意識を強く認識し、二度と同じ過ちが行われないように、真の改革に向けた具体的な行動が必要ということを申し添えて、反対討論といたします。

〔議員（11番 赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立少数です。よって、議案第51号は否決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。菊池議員。

[議員（1番 菊池 弘太君） 登壇]

○議員（1番 菊池 弘太君） 議案第60号壱岐出会いの村の指定管理者の指定について反対いたします。

反対理由は2つです。1つ目は、市の対応について、2つ目は、指定管理者の取組についてです。

1つ目、選考過程が不透明です。指定管理者制度は、公共の施設を民間のノウハウを活用して住民ニーズ等に対応するものであり、公募が原則ですが、行き出会いの村は非公募となっており、選考過程がわからず、どのような基準で何が評価されて選定したのかが分かりません。

非公募にする場合は、壱岐市指定管理者の条例の第6条で次のような記載がございます。「ただし、特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定することができる」と記載があります。

12月5日の議案説明の中で、非公募の理由として、開館から28年の経験と実績と説明がありましたが、公募を行わない合理的な理由にはなりません。もし、このことが理由なのであれば、新規参入ができない構造となり、公平性の観点から反対です。

2つ目です。施設の取組から必死さが伝わらないので反対いたします。

壱岐出会いの村の決算書によれば、令和5年度も令和6年度も500万円以上の赤字となっております。令和8年度、9年度、10年度は収支がプラス・マイナス・ゼロの計画になっておりますが、令和6年度の500万円の赤字からどのように売上げを500万円上げるのかが、計画書からも市の説明でも分かりませんでした。具体的には、12月16日の総務産業常任委員会において、売上げを上げるための新しい取組は何かという質問に対して、新しい取組はなく、これまでどおり、シーカヤックなどの体験者を増やすという回答でした。壱岐島への観光客数が増えていない中、計画性が乏しいと判断します。

また、現在において、SNSを活用した集客は観光施設にとって必須の取組であるが、Instagramの投稿は17件にとどまり、これは計画書の売上げを達成するには取組が不十分と考えます。このことは、壱岐市の指定管理者の条例の選定基準「計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保することができる見込みがある

こと」に違反する可能性があり、賛成することはできません。

以上、公平性の観点から、そして、取組を遂行する能力が不十分な管理者に、年間2,500万円もの指定管理料が使われる議案第60号に反対いたします。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。松本順子議員。

〔議員（3番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） 議案第60号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出合いの村）について、賛成討論を行わせていただきます。

今、菊池議員が指摘されました、経営的にはそのとおりだと思います。そして、未来に民営化というのはちゃんと考えていかないといけないと思いますが、コロナのパンデミックが起こったとき、ここの施設には隔離施設としての役割を、大変貴重な役割を果たしていただきました。

今後、ここ数年の間にまた、パンデミック起こる可能性は、私は高いと見ています。この施設が重要な役割をまだ果たすと私は思っております。なので、今は手放す時期ではないとして、賛成討論とさせていただきます。

〔議員（3番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。菊池弘太議員。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 登壇〕

○議員（1番 菊池 弘太君） 議案第61号壱岐市猿岩物産館の指定管理者の指定について反対いたします。

この議案も議案第60号と同様に非公募であり、公平性の観点から反対いたします。12月5日の議案説明で、非公募の理由として、壱岐出合いの村の周辺で生産された農水産物加工品や壱岐のお土産を販売するアンテナショップであり、壱岐出合いの村の近くで連携が取りやすいという理由で、壱岐出合いの村と同じ管理者という説明がございました。これだけでは非公募にする理由にはなりません。やはり公平性、透明性の観点から反対せざるを得ません。

また、壱岐には複数のお土産屋さんがございます。なぜ、この猿岩物産館だけ年間280万円もの税金が使われているのでしょうか。お土産屋さんにとって集客が一番大変で、旅行会社に手数料を払ってでも集客をしています。

令和6年度、市の委託事業で実施した観光マーケティング調査によれば、壱岐市を訪れた37.5%が猿岩に訪問しており、これは壱岐島内でトップとなっております。立地として恵まれている場所にあるにもかかわらず、280万円の税金を投入する理由は何でしょうか。ほかのお土産屋さんではできない役割は何でしょうか。

以上、非公募であること、公平性がないことから、議案第61号を反対いたします。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。菊池弘太議員。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 登壇〕

○議員（1番 菊池 弘太君） 議案第62号壱岐市営印通寺共同店舗の指定管理者の指定について反対いたします。

この議案もこれまで同様に非公募であり、公平性の観点から反対いたします。

また、毎年40万円の指定管理料が支払われています。金額は少額ではありますが、この40万円が公共の施設としてふさわしい使われ方をしているかが疑問です。

事業計画書では、空き家店舗対策としてイルミネーションの設置と記載があり、令和5年度はイルミネーションとお茶代として8万5,578円、令和6年度は5万1,845円支出されています。また、会議費として、令和5年度は1万9,818円支出されています。会議は全部で3回開かれており、出席者はそれぞれ7名、4名、2名の合計13名です。1人当たり1,524円です。

令和6年度は、会議費として10万7,030円支出されております。会議は全部で4回開催

されており、出席者はそれぞれ9名、9名、3名、3名の合計24名です。1人当たり4,460円になります。

事業計画書でも、令和8年度、9年度、10年度、役員会会議費として15万円、イルミネーション設置費として12万円がそれぞれ計上されております。広く市民に利用される公共施設の税金40万円の使い道として疑問が残るので、議案第62号を反対いたします。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第63号公の指定管理者の指定について（イルカパーク）に反対討論を行います。

イルカパークは赤字が続いています。観光客がコロナ前に戻らない状況はこれからも続き、3年後の回復の可能性は見通せず、実装できるような状況にはないと考えます。

今回、3回目の公募でやっと指定管理者候補が決まった事態を見たとき、3年後、もう一度Tさんが手を挙げる状況になるのでしょうか。他の方が手を挙げるということがあるのでしょうか。

イルカパークが抱える飼育環境の厳しさを考えるとき、イルカパークに明るい未来は見えません。海水温度の低下防止対策の網の移動も、これからという危機感のなさ、そして他の対策はこれから考えるという動きを見ると、効果的な対策は見えないのが実情です。

獣医の配置で日常的なイルカ健康管理が可能になったといえ、イルカの寿命をどれだけ延ばすことにつながるか不明です。獣医の雇用は800万円程度が必要と考えるというのに、400万円の管理料の増では、赤字の解消につながるどころか、赤字を増やす要因となると危惧されます。

また、トレーナーなどのスタッフの離職が繰り返し続いており、働く環境がよくなる状況にあ

るとは考えられません。

イルカの寿命は、これまでの経過から、長くないことが考えられます。すると、近くイルカが死ぬという事態も十分予想されるわけであります。そのとき、イルカパークを続けるかどうかを考えることになります。これまでと同じ繰り返しです。このままイルカパークを続けることをやめるべき時期だと考えます。

市長は、イルカパークは壱岐の観光資源として重要と言いますが、イルカパークがなければ、観光客が減少につながるとは思いません。イルカの飼育環境の悪さ、イルカ購入に多額の費用がかかり続けること、そして、野生動物の保護の世界的世論の高まりを考えると、イルカパークをこのまま存続させることをやめて、壱岐新時代を切り開く新たなイルカパークへの一步となる選択を、今、思い切ってやるべきだと考えます。

以上をもって、反対討論とします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。菊池弘太議員。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 登壇〕

○議員（1番 菊池 弘太君） 議案第63号イルカパークの指定管理者の指定について賛成いたします。

イルカパークについては、これまでの経緯から意見が分かれている施設だと認識しています。ただし、実際にイルカパークで見てきたことを踏まえると、イルカファーストの施設であること、そして、知り合いをイルカパークに案内すると、大抵の人がイルカとの触れ合いを楽しんでおり、価値のある施設だと考えます。

イルカパークが抱える大きな問題は、2023年に立て続けに3頭のイルカが死亡したことです。死亡した原因については、冬場の低水温、大雨等による塩分濃度の低下、閉鎖環境での水質環境の悪化など、複合的な影響を与えて死亡したということが言われています。なので、現在いる4頭について、すぐに亡くなるようなことがあれば、イルカの飼育にふさわしくない環境ということで、これ以上のイルカの購入には反対の立場です。

ですが、冬場の低水温対策として、夏場10キロ程度餌を与えるのに対して、イルカの脂肪を蓄えさせるために13キロほどに増やして餌を与えていたり、これまでイルカの死亡で共通している肝臓の数値異常についても、定期的にモニタリングをすることなど、施設ができる最大限の取組を行っております。

また、市が直営した場合に3,000万円ほど予算がかかるという試算とのことですが、その半分以下の1,200万円の指定管理料で抑えられることから、指定管理をする合理的な理由があります。

そして、ほかの施設とは異なり、公募であり、一定の公平性があります。トレーナーの数年離職率が高いという意見があるかもしれませんが、私は、数年離職率が高いことは、ある意味評価できると考えています。

そもそもイルカトレーナーになるには、そういった専門学校を卒業することになりますが、水族館などは競争倍率が高く、なかなか希望する就職先がないのが現状です。そういった方々の雇用の受皿にイルカパークが担っている可能性があり、そして、全国の水族館で空きが出たタイミングに出ていくので、悪いことではないように考えています。

また、壱岐のイルカパークは全国でも珍しい、餌に頼らない飼育方法、リレーションシップベーストレーニングを実践されています。イルカパークでこのリレーションシップベーストレーニングを学んだトレーナーがほかの水族館に巣立っていくことは、アニマルウェルフェアの観点でメリットがあると考えます。

以上のことから、議案第63号は賛成の立場です。

〔議員（1番 菊池 弘太君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに反対討論はありませんか。松本順子議員。

〔議員（3番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） 議案第63号イルカパーク指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

令和6年度のパーク内収入は、入園料1,062万5,060円、動物ふれあい813万6,700円、カフェ1,275万211円、アクティビティ315万4,000円、その他1万5,800円、専門学校提携料1,200万6,408円、そして、指定管理料800万円で、合計が5,468万8,179円となっておりますが、支出はトータルで6,619万5,858円と、マイナス1,150万7,679円の赤字となっております。

I K I P A R K M A N A G E M E N T株式会社が運営するほかの事業から補填してもこの赤字です。補填したI K I P A R K M A N A G E M E N Tもマイナス500万1,170円の赤字となっています。これでは従業員の給料支払いに影響も出るでしょうし、指定管理者を公募しても、誰もリスクを背負ってまで手を上げるわけがありません。

また、常に観光の目玉とおっしゃっていますが、2月に報告されたNTTコミュニケーションズの観光調査では、イルカのイルカという字も報道に見当たりませんでした。

そのような中、起死回生の策として、ドルフィントレーナー専門学校分校誘致は、約束も契約もない未来予想図であり、見込人数が集まらなければ夢物語に終わります。このような事業を現指定管理者に継続させることも酷だと思えますし、生き物が相手です。情熱だけではやっていけません。

そして、何よりイルカの幸せを第一に考えるなら、さらに頑張っているスタッフの気持ちを考えるなら、イルカパーク管理検討委員会での提言を全て早急に実施することが必要なのに、今シーズンの寒さ対策でさえ、完成は2月という状況です。イルカに対しその程度ならば、その程度の扱いならば、韓国のように自然に返してあげることが最善だと私は思います。

勝本の漁師さんたちは、普段にイルカを漁場から追い払うことはされているので、時期が暖かい時期になったら、漁師さんを雇って、遠くの海に追い払ってもらおうとか、方法はあると思います。現管理者にとっても、イルカだからうまくいかないし、違う事業のほうが彼の手腕を発揮していただけるのではないかと思います。

そうして、イルカパークや勝本の町は、イルカがいた町として、その歴史を施設内で展示しながら、ほかの事業形態に移行することを望み、反対討論といたします。

〔議員（3番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。武原由里子議員。

〔議員（5番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（5番 武原由里子君） 議案第63号公の施設の指定管理者の指定（イルカパーク）について、反対の立場で討論いたします。

イルカパーク管理・環境等検討委員会の指摘を基に、1年間指定管理を延長後、再々公募でエントリーした現指定管理者の事業計画は、3年間赤字のままです。本来、このような事業計画で、壱岐市の公共施設の指定管理者を決定することはあり得ません。指定管理者選定委員会の選定基準、責任の明確化を求めます。

赤字を補填するために、専門学校等の誘致を検討するとなっておりますが、そもそもイルカパークは、壱岐市串山海洋性公園条例において、住民の福祉を増進する目的で設置されています。これは目的外使用になるのではないのでしょうか。

また、専門学校生を受け入れる場合の体制について、壱岐市がどう関わるのか、指定管理会社と壱岐市の免責事項も不明です。

また、近年、動物たちが心身ともに健康で過ごせるよう、動物の目線で考え、配慮するアニマルウェルフェア、動物福祉の考えが加速しております。イルカパークの収益を上げるために体験メニューを増やすことは、イルカに負荷をかけるおそれがあり、ますます寿命を縮めることが考えられます。今のイルカに頼る事業計画では、今後イルカが減った場合、また、壱岐市がイルカ購入の可能性も否定していないということは決して容認できません。

以上4点の理由で、イルカパークの指定管理の指定に反対といたします。

〔議員（5番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第52号～日程第19. 議案第68号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第10、議案第52号から、日程第19、議案第68号まで、以上の10件を一括議題とします。

本件については、市民文教常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。山川忠久市民文教常任委員会委員長。

〔市民文教常任委員長（山川 忠久君） 登壇〕

○市民文教常任委員長（山川 忠久君） 令和7年12月19日、壱岐市議会議長、土谷勇二様。

市民文教常任委員会委員長、山川忠久。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第52号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第53号壱岐市立幼稚園条例の一部改正について、原案可決。

議案第54号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第55号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第56号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第57号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第59号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第66号令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第67号令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第68号令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから市民文教常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで市民文教常任委員会委員長の報告を終わります。

〔市民文教常任委員長（山川 忠久君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第52号から56号の5件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号から56号の5件を一括採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第52号から56号の5件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第57号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する

る条例の制定について、反対討論を行います。

湯本診療所は地域医療の重要な役割を担い、地域住民にとって大切な施設であります。壱岐市は、住民の命、健康、暮らしを守るために、これまで診療所を維持してきました。湯本診療所の廃院に向けて、住民説明会は、10月に1回で、公民館長、町協の会長など限られた人への説明でした。利用者が多い老人の代表である老人クラブ会長は呼ばれませんでした。こんな廃院の直前になって1回だけの限られた人だけの説明で済ますことは許されません。広く住民への説明会を開き、住民の声を聞き、不安解消に最大限の取組があって行われるべきではないでしょうか。住民の診療所の継続を求める声を含めて様々な声を聞き、診療所の在り方を住民の納得の上で進める手だてがなされないのは問題であります。

品川クリニックがあるから大丈夫との説明など、十分に地域住民への説明を行えば安心につながると考えますが、そんな説明がなく、住民の思いに応えるものとなっております。

診療所の廃院ありきの市の進め方では、地元市民の十分な安心につながるのではなく、諦めが先にくる行政の進め方となっております。行政と市民の信頼関係を広げ、市民の福祉向上につながる努力の積み上げこそ大切ではありませんか。

壱岐市第4次総合計画は始まったばかりであります。総合計画には「一緒に前へ」と市民に呼びかけております。壱岐新時代へ、幸せ実感をとということで、市民に期待を持たせて、共につくる新しい未来を呼びかけています。市民に丁寧な説明を欠いた行政と一緒に前へ進むことはできませんでしょうか。へき地保育所の閉園に続き、湯本診療所の廃院に対して、幸せ実感を持つことになっていくでしょうか。新たな未来に明るさを見いだすことにつながるようになるでしょうか。

そして、満足度をさらに高めたい主な分野として、総合計画では、高齢者福祉の充実、健康・医療体制づくりで、イキイキ長生き、暮らせるを送れるようにするとしています。その結果が湯本診療所の廃院になるのでしょうか。そして、壱岐市の人口減少が減っていく未来の一つに挙げているのが、一般診療所の廃院を挙げています。来年2月、郷ノ浦の整形外科医院が閉院するようであります。ますます壱岐の医療体制は厳しいものになっていきます。そうならないために、壱岐市総合計画から外れた湯本診療所の廃院は見直すべきであります。

以上をもって、反対討論とします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案の採決については、地方自治法第244条の第2項並びに老岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第3条第1号の規定により、特別多数決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

この場合は、議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員は16名であります。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（土谷 勇二君） 起立15名です。よって、3分の2以上の賛成がありましたので、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号及び66号から68号の4件について一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号及び66号から68号の4件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第59号及び66号から68号の4件は、原案のとおり全て可決されました。

---

## 日程第20. 議案第65号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第20、議案第65号を議題とします。

本件については、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。松本順子予算特別委員会委員長。

[予算特別委員長（松本 順子君） 登壇]

○予算特別委員長（松本 順子君） 委員会審査報告。

予算特別委員会。

令和7年12月19日、老岐市議会議長、土谷勇二様。

予算特別委員会委員長、松本順子。

委員会審査報告書。

本委員に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第65号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。  
山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第65号令和7年度壱岐市一般会計補正予算に対して反対討論を行います。

予算には、商工振興費、たばこ販売店経営緊急支援として168万円の予算が組まれております。この168万円は認めることができません。

6月議会に出された長崎県たばこ販売組合壱岐支部からの要望に応えたものとしてありますが、議会も組合からの要望をきちんと受け止め、市への要望を上げております。しかし、要望は、たばこ自動販売機1台当たり10万円の補助を求めているのにもかかわらず、予算では8万円となっております。あまりにも冷たい予算と言わなければなりません。

たばこ販売で、壱岐市にたばこ税の2億円の税収が入っています。この税収を支える小売店の販売のための自動販売機に対する補助要望は10万円になぜ応えないのか疑問であります。小売店は、この物価高の中、厳しい経営になっており、支援の必要性が訴えられております。たばこ販売店の要望に応え、1台当たり10万円の予算することを求めます。

また、市民は、物価高騰の中で苦しい生活が広がっています。とりわけ、漁師の皆さんは、すめ漁が禁止となり、出漁のめどが立っておりません。漁師の皆さんの生活は苦境にあります。すぐにでも支援が必要な状況にあると思います。早急な市からの支援策が必要です。しかし、今回の補正予算にはありません。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。山内豊議員。

〔議員（7番 山内 豊君） 登壇〕

○議員（7番 山内 豊君） 議案第65号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

山口議員おっしゃられたように、たばこ税に関してですが、168万円は、これは真つ当な金額だと思っております。それゆえ、税収との、たばこ税が2億円云々とおっしゃいましたが、その税収との関係性は一切なく、また、要望にある10万円、この根拠も不透明なままでありますが、その中でもしっかりとこの範囲内において8万円という金額を引き出したことには一定の評価が得られます。

また、今回、規模は違いますが、3月の壱岐高校がセンバツ甲子園に出場したと同時に、同じような範囲内で郷ノ浦中学校駅伝部に対しての補助もしっかりと出ております。以上2点だけを見ても、反対するには到底考えられません。

よって、今回については賛成討論といたします。

〔議員（7番 山内 豊君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第65号については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 認定第1号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第21、認定第1号を議題とします。

本件については、決算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。中原決算特別委員会委員長。

〔決算特別委員長（中原 正博君） 登壇〕

○決算特別委員長（中原 正博君） 令和7年12月19日、壱岐市議会議長、土谷勇二様。

決算特別委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号、件名、令和6年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

委員会意見、職員構成について、業務の職責や仕事量など十分精査し、会計年度任用職員と正規職員の適正配置について検討すること。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから決算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員会委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 認定第1号令和6年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

反対のまず一つは、SDGs推進事業5,959万8,000円は、事業内容を精選し、圧縮すべきです。市民対話会500万円は費用がかかり過ぎています。SDGs広報啓発イベント550万円の内容、やり方は、絞るべきであります。SDプログラム開発事業1,005万円は、企業版ふるさと納税を使つての大手観光業者との連携事業ですが、人材派遣の効果に疑問を持ちます。令和6年度の事業者による壱岐島荘への宿泊・昼食の利用の実績はゼロであるからです。

2つ目の理由は、外部人材活用促進事業1,495万4,500円は見直すべきです。慶應大学SFC研究所及び株式会社リクルートとの連携協定に基づく事業ですが、その中でエンゲージメント指標の測定分析事業550万円は、特に内容及び効果に大きな疑問を持ちます。壱岐なみらい研究所開発費500万円、壱岐なみらい研究所運営支援業務に450万円と、多額の予算が組まれて決算となっております。毎年のようにこれだけの予算をかけて、壱岐市の課題解決につながる、どのような研究がなされ、結果、どのように出ているのか見えません。見直しが必要であると考えます。

3つ目、雇用機会拡充事業の2億1,019万8,000円は大問題です。雇用増を伴う創業に600万円、設備投資の伴わない事業拡大に1,200万円、設備投資を伴う事業拡大に1,600万円と、多額の支援が行われています。しかし、今回の実績は、交付件数26件に対して、雇用創出数は20名と、極めて少ない雇用にとどまっております。毎年、2億円から3億円を予算として使われております。雇用の拡大による壱岐市経済の活性化につながっているか、成果が見えません。

また、この事業の審査、その後の事業の確認が甘い実態があります。市は、事業者の実情をきちんとつかむことをせず、問題がある事業者はいないとの認識を示しております。重大問題です。経営をしていた本人は壱岐にいない状況で、経営している店舗もない状況が長期に続いていることを私は知っております。直ちに調査し、対処すべきであります。そして、今事業、雇用機会拡充事業の見直し・改善を行うべきであると考えます。

以上3点をもって、認定に反対いたします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、認定第1号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。これから上程いたします議案1議案、同意19議案、発議2議案につきましては、会議規則第37条2項の規定により、委員会付託を省略し、全議員で審議を行いたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

**日程第22、議案第69号**

○議長（土谷 勇二君） それでは、次に、日程第22、議案第69号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 提出議案につきましては、担当部長、課長等より御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第69号令和7年度老崎市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和7年度老崎市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,362万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億3,567万1,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、国の令和7年度補正予算において実施されます、物価高対応子育て応援手当の支給事業につきまして補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

4ページ、第2表繰越明許費補正の1、追加として、3款民生費2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業は、令和8年3月31日までに生まれる新生児までが対象となることから、一部翌年度に支給となるため、翌年度に繰り越し使用できる繰越明許費として、40万2,000円を計上いたしております。

それでは、内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

15款2項2目民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金は、今回の子育て応援手当支給に係る国の100%補助で、7,362万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算の事業内容につきまして、別添資料3、令和7年度12月追加補正予算（案）概要にて御説明いたします。

2ページをお開き願います。

3款民生費2項2目の物価高対応子育て応援手当支給事業は、支給対象児童を養育する父母等に対して、子ども1人当たり2万円を支給するもので、給付金、事務費合わせまして7,362万円を計上しております。

以上で、議案第69号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第69号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）に計上いたしております、物価高対応子育て応援手当支給事業について、参考資料により説明をさせていただきます。

目的につきましては、記載のとおり、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、本事業、物価高対応子育て応援手当を支給するものといたしております。

事業費としましては、今説明もありましたが、全体事業費として7,362万円、全額国費10分の10でございます。内訳といたしまして、物価高対応子育て応援手当自体が7,200万円、その他関連事務費として162万円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、児童手当支給対象児童——令和7年9月30日時点という示しがされておりますが——を養育する父母等に対して、子ども1人当たり一律2万円を支給するもので、この対象児童には、令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児も含められることから、予定といたしまして3,600人を見込んでおります。

今後のスケジュールでございますが、支給の実施に当たり、自治体での実施要綱を定めることが適当であるとの見解が国から示されているため、要綱の作成、広報等の準備を進めていきます。並行して、対象者への通知文書発送準備を行い、1月の中旬には発送を行い、第1回の支給を児童手当定例支給日である2月13日より前に行いたいと計画をいたしております。

今回の応援手当の支給につきましては、児童手当の支払い情報を活用するため、改めての申請

を要しないことといたしておりますが、この手当の法的性格が民法上の贈与契約となることから、受給拒否の返事を待つ期限として、個別通知案内が到達した時点から、おおむね2週間程度の期限を設定する必要がある、この受給拒否の提出期限を過ぎるまでは基本的に本手当の支給ができないこととなっているため、通知から支給までに一定の期間を要することを御承知願いたいと思っております。

いずれにいたしましても、速やかに、そして適正な実施となるよう進めていくことといたしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔市民部部长（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 児童手当の支給の中での延長での支給になるということですが、速やかな支給にたどり着くということと、やっぱり必要な方に必要な時期に早くということで、とりわけ家庭的な事情で離婚とか、それからDVとか、そういう特殊な事情を抱える方については、特別な配慮が必要だというふうに考えますが、市民への周知文書についても、この点でも配慮が必要だというふうに思いますが、そのあたりの配慮についての考え方、取組についてお聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

○市民部部长（吉田 博之君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

そのことにつきましては、これまでの給付もたくさんありますし、現在の児童手当もそうですが、当然のごとく配慮すべきということは、しっかり確認いたしております。

それぞれの状況につきましても、国のほうからQ&Aとして示されておりますので、それに沿って適正に進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから議案第69号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第23. 同意第8号～日程第41. 同意第26号**

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第23、同意第8号から日程第41、同意第26号までの19件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 同意第8号から同意第26号老岐市農業委員会委員の任命について御説明いたします。

本件は、現老岐市農業委員会の委員が令和8年2月28日をもちまして任期満了を迎えることから、次期3年間の委員の任命を行うに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

本日の提出です。

今回の老岐市農業委員会の委員候補者の選考につきましては、老岐市ホームページを通じまして1か月の周知を行いましたところ、自治公民館、実行組合及び認定農業者協議会により推薦がありました。このような経過を経て、今般19名の委員候補を選出いたしております。

まず、同意第8号、農業委員の任命について御説明させていただきます。

住所、老岐市郷ノ浦町、氏名、横山博之氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第9号、農業委員の任命について、住所、老岐市郷ノ浦町、氏名、谷島栄一氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第10号、農業委員の任命について、住所、老岐市郷ノ浦町、氏名、立石誠也氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第11号、農業委員の任命について、住所、老岐市郷ノ浦町、氏名、樫尾光氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第12号、農業委員の任命について、住所、老岐市郷ノ浦町、氏名、市山修氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第13号、農業委員の任命について、住所、老岐市郷ノ浦町、氏名、浦川泰房氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第14号、農業委員の任命について、住所、老岐市勝本町、氏名、豊永弘孝氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第15号、農業委員の任命について、住所、老岐市勝本町、氏名、山川克子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第16号、農業委員の任命について、住所、壱岐市勝本町、氏名、小林辰博氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第17号、農業委員の任命について、住所、壱岐市勝本町、氏名、山口昌彦氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第18号、農業委員の任命について、住所、壱岐市芦辺町、氏名、井手春敏氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第19号、農業委員の任命について、住所、壱岐市芦辺町、氏名、馬場裕司氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第20号、農業委員の任命について、住所、壱岐市芦辺町、氏名、吉村伸司氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第21号、農業委員の任命について、住所、壱岐市芦辺町、氏名、江川初江氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第22号、農業委員の任命について、住所、壱岐市芦辺町、氏名、植村正司氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第23号、農業委員の任命について、住所、壱岐市芦辺町、氏名、土谷紀子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第24号、農業委員の任命について、住所、壱岐市石田町、氏名、白谷愛子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第25号、農業委員の任命について、住所、壱岐市石田町、氏名、長嶋直也氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第26号、農業委員の任命について、住所、壱岐市石田町、氏名、長岡智香子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、同意第8号から同意第26号までの説明を終わります。御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから同意第8号から26号までの19件について、一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これから同意第8号から26号までの19件について、一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第8号から26号までの19件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。同意第8号から26号までの19件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、同意第8号から26号までの19件について、全て同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第42. 発議第8号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第42、発議第8号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。3番、松本順子議員。松本議員。

〔提出議員（松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） 発議第8号、令和7年12月19日、苓崎市議会議長、土谷勇二様。

提出者、苓崎市議会議員、松本順子。賛同者、苓崎市議会議員、山内豊、植村圭司、樋口伊久磨、赤木貴尚、音嶋正吾。

有人国境離島である苓岐市民の安心・安全な暮らしを守るため、外国人・外国資本による土地・不動産の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

外国人・外国資本による土地・不動産の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書。

近年、全国各地で外国人・外国資本による土地の取得が進み、地方でも外国人の集落地域や外国人が経営する店舗等が見受けられるようになった。文化・風習の違いから、トラブルも起こっている。

そのような状況の中、苓岐市においても、令和6年までに外国籍6人により土地が10件、家屋が13件購入されていることが分かった。今後は、民間企業施設や市が所有する施設等も売却の対象となっていく中で、外国資本の影響を受ける可能性も十分考えられる。

我々が暮らす苓岐島は有人国境離島であり、国防の要である。苓岐島民の安心・安全な暮らしを守るためにも、早急な対策が必要である。令和4年に施行された重要土地等調査法では、水源地・農地・森林は対象区域外となっており、包括的かつ実効的な制度とは言い難い。

さらに、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定、GATS加盟国においては、土地取引の自由化に関する原則があるものの、自国の国内法で規制を設け、その取得に制限をかける例外規定が認められており、我が国においても、これを適切に活用すべきである。

そこで、我が国には、相手国と相互主義の原則により、国家主権の根幹である土地を守るための法律として、大正14年に施行された外国人土地法がある。この法律を見直し、正常に機能させることが肝要である。

よって、国においては、外国人等による土地の取得及び利用を制限するため、下記事項について早急な法整備に取り組まれることを強く求める。

- 1、外国人・外国資本による住宅や施設、農地、水源、森林を含む土地購入に制限を設けること。
- 2、不動産取得の実態を把握するための登録制度や報告義務の導入。
- 3、GATS等の国際協定における例外規定を活用し、外国人土地法の相互主義を機能させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。武原由里子議員。

○議員（5番 武原由里子君） 安全保障の観点で経済的な影響を背景に、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土地等調査法）が制定されており、外国人による日本国内の不動産取得には、法的な制約や届出が設けられています。

ここでお聞きいたします。

外国人・外国資本の定義をどのように考えておられるでしょうか。

2点目、住宅や施設、農地や水源、森林を含む土地購入に制限を設けるとありましたが、どのような制限を要望されるのでしょうか。

3点目、帰化し、日本国籍を取得した場合の制限をどのように要望されるのでしょうか。

4点目、外国人が日本で設立した合同会社の場合の制限は、どのように要望されるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 松本順子議員。

○議員（3番 松本 順子君） 外国人・外国資本というものについては、その外国の国籍を有する者ということになります。

制限を設けるということについては、私の希望としては、個人的な希望としては、買えないようにしていただくということ、言いたいことありますが、いろいろな国際規定もございますので、そこは十分に話し合っていて決めていただくべきことと思っております。

すみません、ちょっと3番目をもう一度お願いします。

○議長（土谷 勇二君） 武原由里子議員。

○議員（5番 武原由里子君） すみません。帰化し、日本国籍を取得した場合の制限は、どのよ

うに要望されているのでしょうか。（「帰化であれば、これはもう仕方がないと思……すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 帰化であれば、日本国籍を取得されておりますので、これは致し方ないと思っておりますが、ちょっとこことは意図は違ってきますけれども、帰化の条件についても私は改定していくべきと思います。もっと厳しく帰化の条件をするべきと思っていることを付け加えたいと思います。

すみません、4番目をもう一度いいですか。すみません。

○議長（土谷 勇二君） 武原由里子議員。

○議員（5番 武原由里子君） 外国人が日本で設立した合同会社の場合の制限について、どのよう  
うに要望されるのでしょうか。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 合同会社となりますと、また判断基準が難しいかと思  
います。これに関しては、外国の企業が主導権を握ってしまうとか、そういうこと  
になりますと、結局、利益が海外に流れていくわけですね。日本にとっての国益、  
これを最重要としていけるように法案をまとめていただきたいと思  
っております。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） 国籍、日本国籍以外をっていうことで今回答  
いただきました。あと制限についても、今、個人的な御意見ということで伺  
いました。また、帰化した場合の国籍であれば制限はないということ  
で。4番目が、合同会社の場合も、結局は今、購入はできます。それが  
国益に反しないようにっていうことの御意見だったと思  
います。

現行の重要土地等調査法においても、防衛施設や国境離島などが持つ機能を妨げる行為は規制  
対象となっております。違反行為は、内閣総理大臣が土地利用の中止を勧告し、命令も下  
せます。また、命令違反や届出義務違反の場合も罰則規定がございます。

また、2024年12月には、国民民主党と日本維新の会が共同で、外国人土地取得規制法案  
を衆議院に再提出されております。国民民主党は、安全保障だけではなく住宅政策の観点から  
も規制強化を訴えておられます。

一方、参政党も土地利用規制法の改正を前提に、取得・利用の段階で、税制を含めた幅広い制  
限を検討中となっております。

このような国会での様々な議論が行われている段階で、壱岐市議会でも今回提案されました  
が、なかなか十分な審議を議会の中でされていないような状況ではないかと思  
われます。先ほども個人的な意見ということで申されました。この要望書、意見書は、壱岐市議会の総意として国のほ

うに提出されるっていうことですので、本来であれば、この議会最終日の提出ではなく、事前に議会の中で質疑と議論等をされるべきではなかったかと思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 全体協議会を開いて説明すればよかったということになるかと思えますけれども、一応これは議会運営委員会のほうに先に提出しております。そこで審議されて通ってきたものでありますので、そこで必要と判断されれば、多分私の説明を求めてされたと思えます。

私は、これ9月から温めてきたもので、9月の時点で皆様にある一定の資料をお見せしております。そこで、皆様にちょっと御納得いただけない、結構ちょっと攻撃的な文面であったりとかいろいろございましたので、これを皆様に納得していただける、誰が見ても分かっていただける文面に直して提出し直しました。そこで、議会運営委員会が判断して、ここに私いさせていたいただいております。そういう経緯なので、私としては特に問題ないと思っております。

○議長（土谷 勇二君） ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） まず、壱岐市で中国人の土地購入があるということではありますが、購入に際してトラブル等、住民の中で問題が起きているという認識の上に立ったものなのでしょうか。

とりわけ壱岐市島民の安心・安全な暮らしを守ると、こういう観点での対策、立法化を求めていらっしゃると思いますが、この壱岐島民の安心・安全な暮らしがどのように脅かされる、そういうふうなことをもって、この意見書の提出に至っているのでしょうか。

それから、意見書内に土地購入の制限を設けることというふうに書いてありますが、この制限の中身をどのような制限を求めているのか、その点、2点お願いします。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） まず、壱岐市において、中国籍の方たちに買われている土地や家屋について、ここで実際トラブルが起きているということは、今現在はありません。そういう意味では、皆さん安心していただいていたかと思えます。

しかし、これからどう言っても相手国は、本当はこれは言葉にしたくなかったですけども、中国籍っていうことが現実的な中ではあります。これに関して、いざこれから、もしも有事とか中国との何か問題が起こったとき、ここに関して心配事が出てくるということを案じております。

もしもこれが有事になって、国防動員法とか国家情報法とか、こういうものが発令されたとき、今買われているこの土地や家屋は中国共産党に提供されることになっております。いろいろ言うと、ちょっと差し支えもがございますので、この辺にとどめさせていただきたいと思えますけれど

も。

また、土地に対する制限、これに関しては、先ほど私個人の意見は言わせていただきましたけれども、今のところ原発とかそういう自衛隊の重要施設、ここに対しては距離の制限が1キロ以内というふうになっておりますね。これをもっと拡大していただきたいということ。そして、やっぱり農地や水源、森林といった部分、こういうところは私たちにとって本当に大切な部分です。そういう部分に対しても、きちんと制限をつくっていただくということですね。

私の希望としては、やっぱり住宅、個人売買であっても、やっぱり住宅、施設、そういうところまで、きちんと国益として守っていけるようお願いしたいと思っております。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 法律をつくるということになったときに、法律をつくる上での立法事実ですよ。こういう事実があって、こういう問題があって、こういうふうにつくるんだと。こういう規制が必要、効率だということであるはずで、立法事実の下につくるという点で、今の説明は当たらない。壱岐市での問題は起きていないわけですから、そういう今の中国の説明も的に当たってないと思います。

それから、制限といっても、いろんな制限があるわけですから、購入を止めるとか、そういう細かいことについても、もう少し検討の余地があるわけですよ。

対馬市は、こういう意見書を出しているというふうに認識でよろしいですか。ない。お隣の対馬市の状況はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 対馬に関しては、たしか自衛隊基地周辺のホテルが買われたとき、あのときに意見書を出されていると思います。長崎県もそのときに出しております。

ですから、対馬としては、それ以降の提出とかそういうものは私はちょっと分かりませんが、対馬のほうが問題としてはとても大きいわけですね。壱岐ではないけど、対馬は実際に韓国を相手に起こっておりますので。

壱岐で起こってないからってということをおっしゃいますけれども、これ起こってからじゃ遅いと思うんですよ。起こる前に、議員として私たちがこれを提出することがなぜ悪いんでしょうか。私はそこが分からないです。

国が今、武原議員もおっしゃいましたが、国が今いろんな政党が、そういう法案をつくらうと頑張っています。それを地方からも後押しする。そういう意味でも私は、国境離島法ももちろんそうですけれども、本当は国境離島法にも、こういうのを私は載せてほしいって思っています。

でも、国がやろうとしていることを地方からも後押しをする。そして、これに関しては、本当に年数がたっていくにつれ、もっと買われていくかもしれない。そして、これ土地を買われると

いうことは、陣取り合戦なわけですね。経営とかそういう問題ではなく、やっぱり土地を取られるということに危機管理意識を持たないと、私たち議員っていうのは駄目だと思います。

なので、地方から、事が起こってない自治体でも、これ上げているところがあります。ちょっと今、名前を忘れましたがけれども。日本各地で、やっぱりこうやって買われていって、そしてトラブル起こっている地域があることは御存じですよ。私が言わなくても御存じですよ。

ですから、私としては、本当に壱岐は国境離島でありますので、国防の要でありますので、意見書を出したい、そう思っております。これに反対されることが、逆に分らないです。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 今言われたように、一方的にあなたの考え方がおかしいとか、あなたの考え方で相手の意見がおかしいとか、そういう発言もおかしいし、ありもしない事実をもって、先々の島民の安心・安全な暮らしが脅かされてからでは遅いというような立法事実に反するような想定もっての説明は、やっぱりやめていただきたいということを言って終わります。

○議長（土谷 勇二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 発議第8号、有人国境離島である壱岐市の安心・安全な暮らしを守るため、外国人・外国資本による土地・不動産の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書の提出について、反対討論を行います。

壱岐市における中国人の土地購入があります。しかし、中国人の土地・建物の購入で、トラブルは起きているのでしょうか。意見書案にある島民の安心・安全な暮らしに問題が起き、早急な対策が求められる事案ではないではありませんか。壱岐市が国境の島ということで、漠然とした不安を基に法整備を求めるには、議論の余地を多く含んでいると考えます。

日本で起きている外国人の土地購入で規制すべきことは、東京、北海道等で外国人による不動産投資の増加であり、政府の規制緩和とアベノミクスによる円安の結果であり、政府が国内外の不動産ファンドなど住宅登記を野放しにしてきたことによって起きていることが多くあります。ここもしっかり規制して、国民生活を守る法整備が必要であると考えます。

また、政府は、安全保障上の重要な施設での外国人や外国法人による土地・建物建設に調査をしております。結果、利用上、中止の勧告を命令を出している事例はないということでもあります。また、外国人による地下水利用の事例の調査も行っております。これも結果は、地盤沈下や住民

のトラブルは発生していないとの報告をしております。

政府は今後、外国人による土地、不動産、地下水の取得の利用など、規制、監視、調査を相次いで強化する動きをしております。

そんな中で、壱岐市において、市民生活の安心・安全な暮らしが脅かされている実態ではない中で、壱岐として早急な法整備として意見を上げていく3点は、意見書として出す必要はないと考え、反対といたします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに……武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） 退席を求めます。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員から退席の申出がっておりますので、これを許可します。

〔議員（5番 武原由里子君） 退場〕

○議長（土谷 勇二君） これから発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

ここで、武原議員の入場を許可します。

〔議員（5番 武原由里子君） 入場〕

---

### 日程第43. 発議第9号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第43、発議第9号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。3番、松本順子議員。

〔提出議員（松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） 発議第9号、令和7年12月19日、壱岐市議会議長、土谷勇二様。

提出者、壱岐市議会議員、松本順子。賛同者、壱岐市議会議員、山内豊、赤木貴尚。

日本国国章への侮辱を加える目的で、損壊、除去または汚損する行為に対し、日本国国章損壊

罪の制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書。

刑法92条には外国国章損壊罪が定められており、その構成要件は、外国に対して侮辱を加える目的で、その国（外国）の国旗そのほか国章を損壊し、除去し、または汚損することとなっている。これは外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、日の丸を自ら損壊する人はいないという、当然の前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに、侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在する。

国旗及び国歌に関する法律が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず、他国の者も尊重するようになることが期待されてであるが、罰則規定についても、外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊の適用で十分ではないか、あるいは、表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が、諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。よって、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） まず、松本議員が言う国章、この国章とは何をこの場合、言っているのでしょうか。

2番目に、日本国国章を侮辱を加える目的というふうにあります。具体的に侮辱を加えるということ、どのようなことを指しているかお願いいたします。

そして、3点目、政府に様々な意見・抗議する声、表現の中で日の丸を破壊する行為、これが犯罪とされるということですが、法律が通れば。これは表現の自由に大きな汚点を残すことになるというふうに思いますが、その点でのお考え、3点お願いします。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） まず国章、国章という言葉の対象は、私は日の丸はもちろん、旭日旗も含めまして、そして天皇陛下の菊花紋章、こういったものも国章として捉えております。要するに、国を象徴するもの、こういうものに対する破壊行為、汚損行為を指しております。

侮辱行為というのは、山口議員は御覧になったことがあるかどうか分かりませんが、私はここ10年ほど、いろんな保守の人たちの街宣活動とかを見てまいりました。参政党に限らずです。そこで行われる反日活動家による行為、日の丸にバツをつけるというのは、皆さんもNH

Kの紅白歌合戦で2014年だったと思いますけれども、サザンオールスターズが日の丸にバツをつけて演出したことで、大変な物議を醸したことがありました。バツをつける以外に、破る、踏みつける、そういう行為も行われております。

聞かれておりませんが、参政党としては、これは国内での行為に対して問うものとしております。国内においてではないんですけれども、海外に行けば、もっとひどい状況が小学生の教育の中でも行われていたりとかしておりますので、私としては、国内に限りのことではありますけれども、やはりこうした行為がエスカレートして行って、街宣活動であれば、聞きに来た人たちの聞く権利、そういうものも奪われるほど、国旗を破壊していく行為によって、その人たちの聞く権利も奪われていくような状況が今生まれております。

本当に民主主義っていうことが、そこで壊されるような状態になっておまして、日本国旗だけがそういうふうに扱われて罰則がない。外国においては、罰則規定を設けていない国ももちろんありますけれども、やはりそこに自分の国の象徴を傷つけられることに対して、罰則を設けている国もありますので、私は今日本という国は、それが必要どころまで来てしまっているんじゃないかと思っております。

3番目、すみません、3番目何でしたっけ。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 抗議行動で日の丸破損行為を行ったのを犯罪として扱うわけですが、これは憲法で国民に与えられる表現の自由に関わって、大きな問題であるというふうに認識があるのかということです。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） すみません、表現の自由でした。申し訳ございません。

国旗に対して、国章に対して、物的に実際の物に対して破損する行為、汚損する行為っていうのを指しております。例えば漫画とかの二次元、そして実際に、あいちトリエンナーレっていうものが行われたの御存じでしょうか。コロナが流行する前だったと思いますけれども、そこで表現の不自由展として、本当に日の丸はもちろん、天皇陛下の御真影まで大変な扱いをされるような芸術の祭典がありました。

日本人はそれ、こらえておりました。やめてくれっていう抗議活動とかもあったんですけども、そこに対して罰則はしていません。あくまでも実物のものに対して侮辱を加える目的を持ってということにしております。表現のそういう侮辱を加える目的の表現行為に制約を加えるものでありますので、通常の芸術的なものであるとか、漫画での風刺、そういうものまではこれは及ばないとしております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） まず、最初の日章ですが、全て日の丸から軍旗から天皇に関わる様々なしょうひょうまで考えたものであるというふうで答えられました。これでよろしいですね。極めて広範囲にわたる国章の認識での法律への罰則になると思いますので、問題であると。

それから、侮辱を加えるということで、いろいろ日の丸にバツを打つということですが、ここで聞きますが、日の丸を破る、日の丸にバツをつける、いろいろ天皇のいろんな章旗に危害を与えるということで、実際に刑法上、犯罪として取り扱わなきゃならない、そういうものとしてなるわけですね。

その点で、人間が不快感を持って、それをもって日の丸の損壊を松本議員は問題にされているわけですね。不快感を持って、いろいろ声を上げたり、不快感を持って人に何か責任を取らないといけない、そういう行為として責任を取らなければならないのでしょうか。

とりわけ表現の自由でいろいろ表現する立場で、日の丸を汚したと。それは表現の仕方の問題であって、それは国に対して損害を求めるとか、誰かに損害を求めるとか、そういう問題はないのに刑法に基づいて犯罪として罰される。そういうことが刑法上、許されるのかと。

刑法は、犯罪として人に迷惑かけたから、やったらいかんよということで罰が来るわけですから、この場合、日の丸を汚した、そして不快感を与えたからといって、あなたは罰だよ。このような発想での、この意見書の提出が許されると思うということですか。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 日本国国章というところで、外国国章には損壊罪が認められているわけですね。どうして日本国国章にはそれが許されないのかっていうのが論点になると思います。

言えば、本当に今、反日活動家のこういう日本を侮辱する行為っていうのが、とにかく今エスカレートしてきて、昔とちょっとまた違ってきてるんですよ。

そして、私たちの政治活動でさえ妨害されるようなことになってきております。そこにやはり日本人としてのプライドを傷つけられる、日本国旗を傷つけられる。これに対して罪を求めることが、そんなにいけないことなのでしょうか。

外国国章損壊罪に対しては、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊、除去、汚染することは犯罪であり、法定刑は2年以下の拘禁刑、または20万円以下の罰金となる。刑法92条に、これあります。これに相当するものが、日本人の国章に対して、あっていけないのでしょうか。逆質問ですみません。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 逆質問に答えるんですか。

私は、あなたのそういう思いとか見解とは一致できません。私は日本国を愛しています。だからといって、このような意見書に賛成をして、表現の自由を制限するようなことになっては戦前に戻る。あなたは日の丸を汚したじゃないか、非国民じゃないか。こういう発想にたどり着くところこそ、この法案の重大問題だと。表現の自由を犯すということは、そういうことだと私は考えますので、外国の国旗と日本の国旗同様にすべきだと、そういうことにはつながらないと考えております。

○議長（土谷 勇二君） 松本議員。

○議員（3番 松本 順子君） 今、山口議員が言われたことに対して、私は逆にそうした思想により、国民は政治に無関心になり、自己中心的な日本人が増えていると言われていています。スポーツで掲げるのが日の丸で、スポーツで歌うのが国歌だと勘違いしている子どもも増えています。

愛国心を語れば鼻で笑われて、国の政治を語れば変人扱いされるのが今の日本です。日の丸イコール戦争、自虐史観ばかりが国民に刷り込まれています。戦後教育で魂を抜かれた日本人が、今、私たちです。右の思想であれ、左の思想であれ、そこには日の丸を背負って愛国政治を語る日本人同士がいてほしいと私は思っております。だから、山口議員が日本を愛しているって、そう言われることは大変うれしく思っております。

海外では当たり前のこと、日本人だけが愛国を口にすると失笑される社会はゆがんでいます。そういう社会にならないように、私は今この日本の国章というものを、この意見書を出すことで、老岐の人たちにも、今の日本の政治の在り方、これから自分たちの未来、考えていけるきっかけになればと思っております。

○議長（土谷 勇二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 発議第9号、日本国国章損壊罪の制定を求める意見書の提出について、反対討論を行います。

まず、意見書の文面の中で、自国の国旗等についての条文がなかったのは、日の丸を自ら損壊する人はいないという当然の前提に基づいているものであるという文面があります。これは賛同できません。

また、後段、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が、諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない、このことについても賛同できません。

国民の中には、国章破壊を見て不快な思いをしたり、国家の統合や秩序を揺らぐとの不安を感じる人はいるとは思いますが。

しかし、憲法で保障された国民の自由に制約を加えなければならないほどの事実は認められないものであります。その上、処罰の必要性を根拠づける立法事実にサラニないと言えます。

個人が自分の所有する日の丸を損壊する行為まで処罰対象にすることは、国民に日の丸の使い方を規制することになり、国民が使い方に込めたメッセージを押し潰し、統制することにつながっていくわけです。

刑法は犯罪を防ぐためにあります。市民の叫びを刑法で犯罪として抑え込むことをやってはならないことであります。人への侮辱とは異なり、国家に対する侮辱には、法的な被害者は存在いたしません。不快な思いを与える表現行為だとして法で処罰することは、日本国憲法の表現の自由、思想信条の自由を侵すことになり、断じて許すわけにはいきません。

国家への愛や尊敬を法や警察力で強制することは、国民に追従・服従を押しつけるものであります。ますます人心は離れていくことにつながります。民主主義を深めることに逆行する、このような損壊罪の制定に断固反対いたします。

以上をもって、意見書提出に反対とします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。山内豊議員。

〔議員（7番 山内 豊君） 登壇〕

○議員（7番 山内 豊君） 発議第9号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

日本国に生まれた者として、そして、日本国をつくってこられた先人に感謝して、日本人の誇りとして賛成するものでございます。

以上でございます。

〔議員（7番 山内 豊君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。（「議長、退席します」と呼ぶ者あり）

音嶋議員から退席の申入れが出ておりますので、これを許可します。

〔議員（12番 音嶋 正吾君） 退場〕

○議長（土谷 勇二君） これから発議第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。  
音嶋議員の入場を許可します。

〔議員（12番 音嶋 正吾君） 入場〕

---

#### 日程第44. 議員派遣の件

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第44、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第45. 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第45、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

会議規則第111条の規定により、各委員長から継続調査の申出があり、タブレットに配信しております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、委員会閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、委員会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和7年壱岐市議会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶

挨拶を申し上げます。

議員皆様には、12月5日から本日までの15日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして、慎重なる御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等は十分尊重し、市政運営に当たってまいりますので、今後とも御理解、御支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年は議員改選の年であり、7月20日執行の壱岐市議会議員選挙において新たに議員になられた2名を含む、ここにいらっしゃる16名の皆様が見事御当選を果たされたところでございます。議会と執行部は車の両輪に例えられる存在であり、市民皆様の暮らしの向上と地域の活性化、そして誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推し進めていくためには、それぞれの役割を十分に発揮していくことが何よりも重要でございます。

今後も、議員皆様とともに議論を重ね、知恵を出し合い、壱岐市の発展に向けた取組を一層加速してまいり所存でありますので、引き続き壱岐市の振興発展のため、御尽力賜りますようお願いいたします。

次に、「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえた令和7年度補正予算に係る物価高騰対策のうち、内容が確定しております子ども1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当につきまして、できるだけ早く該当される皆様にお届けすべく、本日、補正予算を提出し、御承認をいただいたところでございます。他の総合経済対策、いわゆる重点支援地方交付金につきましても、推奨事業メニューに対する交付限度額が示されましたので、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の皆様にとって、効果的な事業を効率的かつ速やかに実施できるよう、1月会議で所要の予算を提出予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

現在、インフルエンザ感染者が急激に増加しておりますが、年末年始にかけて人の流れが活発になることから、さらなる感染拡大が予想されます。市民皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、これからの季節は大変寒くなることも予想され、暖房器具を使う機会も多くなりますので、火の取扱いに十分御注意され、火災予防に努めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本年も残すところ、あと僅かとなりました。この1年間の市民皆様並びに議員皆様の市政に対する御理解、御協力に対し、改めてお礼と感謝を申し上げます。これから年末年始にかけて、さらに多忙な時期となってまいります。市民皆様におかれましては、体調管理に十分御留意され、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを、心から祈念申し上げまして、私の閉会の挨拶といたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 私も閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年7月に壱岐市議会選挙により、新たな壱岐市議会が誕生いたしました。議会では市民福祉の向上を第一に、誰もが安心して暮らせる社会基盤の維持、そして持続可能な行財政運営の確立に対し、議員各位の熱意と職員皆様の尽力により、議論を重ねてまいりました。

引き続き、市民皆様にとって本当に必要な政策は何であるかを問い続け、未来の世代に責任を持つという覚悟の下、行政と議会が1つとなって、より一層の発展と全ての市民の幸せのために全力を尽くしてまいります。

結びに、皆様がすがすがしい気持ちで新年を迎えられますよう、また来る年が皆様にとりまして実り大きい1年となりますよう、心よりお祈りを申し上げ、挨拶といたします。

---

○議長（土谷 勇二君） これをもちまして、令和7年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって、令和7年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって、令和7年壱岐市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時27分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 土谷 勇二

署名議員 山内 豊

署名議員 山川 忠久